

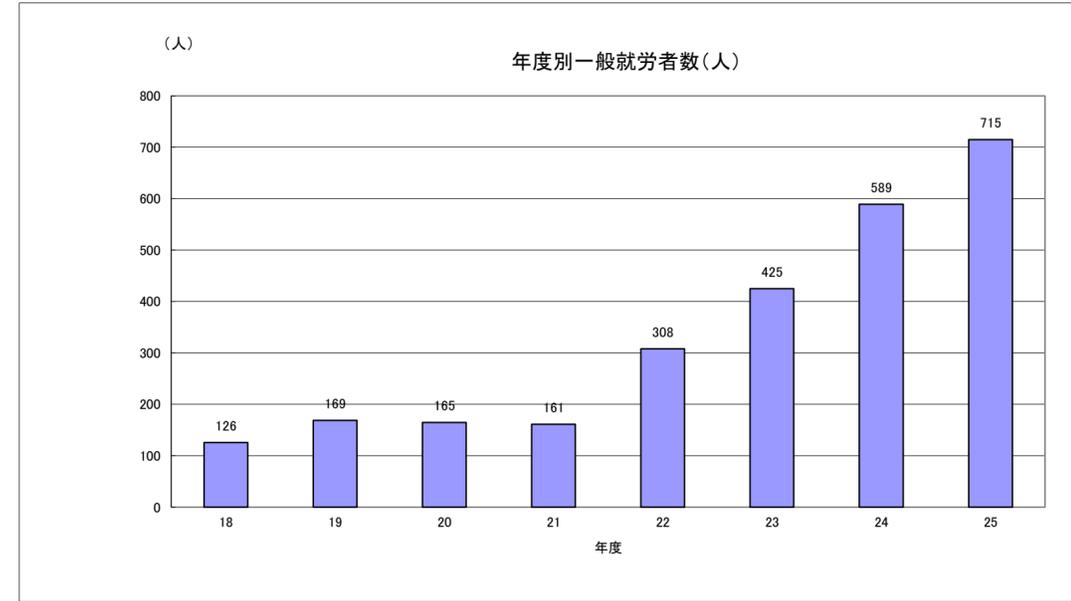
(3) 福祉施設から一般就労への移行

ア 第3期計画で示した福祉施設からの一般就労移行者数（一般の民間企業等へ就労した人数）

17年度（1年間）の一般就労移行者数		118人
目標値	26年度（1年間）の一般就労移行者数 （17年度実績比4倍）	480人

25年度（1年間）一般就労移行者数（目標対比）

**715人（149.0%）**



イ 障害福祉サービス別の一般就労（民間企業等へ）をした年度別就労者数

《障害福祉サービス新体系完全移行 平成24年度～》

年度	就労移行支援		就労継続支援				生活介護		自立訓練				合計		
			(A型)		(B型)				(機能訓練)		(生活訓練)				
	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設総数	施設数	就労者数
18	2	2人	—	—	2	5人	—	—	—	—	—	—	—	4	7人
19	13	30人	1	1人	9	16人	1	1人	—	—	—	—	143	24	48人
20	24	72人	4	10人	10	14人	1	1人	1	2人	—	—	224	40	99人
21	32	91人	1	2人	20	32人	2	2人	—	—	—	—	325	55	127人
22	47	205人	11	23人	27	42人	4	4人	1	3人	2	6人	411	92	283人
23	57	288人	24	47人	42	73人	6	9人	0	0人	1	2人	559	130	419人
24	77	405人	41	85人	53	87人	4	5人	1	3人	3	4人	846	179	589人
25	79	468人	64	122人	59	106人	2	3人	1	1人	7	15人	934	212	715人

※施設総数は、各年度4月1日現在

※施設数は、当該年度に就労した利用者が存在する施設の数

参考：新体系施設及び旧体系施設における年度別就労者数（過去）

年度	旧体系施設						新体系施設		合計			
	身体障害者施設		知的障害者施設		精神障害者施設		施設数	就労者数	施設総数	施設数	就労者数	目標対比
	施設数	就労者数	施設数	就労者数	施設数	就労者数						
18	13	47人	24	43人	15	29人	4	7人	124	56	126人	26.3%
19	9	33人	28	50人	16	38人	24	48人	261	77	169人	35.2%
20	2	3人	28	44人	9	19人	40	99人	332	79	165人	34.4%
21	2	2人	16	22人	5	10人	55	127人	403	78	161人	33.5%
22	2	2人	9	14人	4	9人	92	283人	477	107	308人	64.2%
23	2	0人	4	6人	0	0人	130	419人	597	136	425人	88.5%

【第3期計画期間 現状実績評価】

**【現状と課題】**  
 ○平成25年度に、福祉施設から、一般就労へ移行された方の**97%**が、**就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者**である。  
 ○**就労移行支援事業及び就労継続支援事業のうち特にA型については、事業者の参入が進んで施設数が前年度から大きく増加したことに伴い、利用者も増加したことから、一般就労への移行者数も大幅に増加したものと考えられる。**  
 ○また、平成22年7月1日から、法定雇用障害者数の算定対象に「短時間労働者」が追加されたことにより、短時間労働に対する求人側と求職側の双方のニーズが増加したと考えられる。  
 ○さらに、平成25年4月1日から、民間企業における障害者の法定雇用率が**1.8%から2.0%**に引き上げられたこと、及び**障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員数56人以上の事業主から従業員50人以上の事業主に変ったこと**から、民間企業の障害者雇用に関する意識が高まり、一般就労への移行者が増加した一因と推測される。  
 ○就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所が増加していることを踏まえ、事業者に対する指導等を適切に行うことにより、**サービスの質の確保**を図っていくことが必要である。

**【今後の取組の方向性】**  
 ○各障害保健福祉圏域会議において、就業を促進する先進的な取組事例や関係機関との連携例などを紹介することにより、市町村における取組や就労支援機関、就労系サービス事業所、商工会等の経済団体及び行政との**連携強化を推進**する。  
 ○障害者雇用に関する**セミナーや障害者就職面接会の開催**をしたり、障害者雇用優良事業所の知事表彰を実施、また、アビリンピック(障害者技能競技大会)の開催を行うなど、一層の雇用促進に向けた働きかけを行う。  
 ○**障害福祉事業者の指定に当たっての指導や、事業所開設後の指導・監査を今後も引き続き計画的に実施**することにより、適正なサービスの質の確保を図り、効果的な一般就労につなげていく。  
 ○**障害者優先発注制度**により障害者就労施設等からの優先的な調達に努め、**各自治体に対しても制度への取り組みについて働きかけ**を行う。  
 ○国による特定求職者雇用開発助成金1年から2年の助成期間終了後も、引き続きその障害者を常用雇用している中小企業主に対して、36か月から国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間を控除した期間、**愛知県定着雇用奨励金**を支給し、職場定着を促進する。